

事務連絡
令和2年 5月29日

第1学年保護者様

埼玉県立和光国際高等学校長 山田 杉子

就学支援金及び各種減免制度について（お知らせ）

1. 就学支援金並びに授業料減免制度について

就学支援金4月申請（令和2年4～6月の授業料分）についての申請書類及び個人番号カード（写）等貼付台紙は既に対象者全員の方に郵送にて提出していただきました。御協力ありがとうございました。個別に連絡させていただくこともありますので、引き続き御協力をお願いいたします。

なお、支給対象外のため授業料を納入される方は、保護者の失業・転職・離別等の事由による家計急変等で授業料の納入が困難となった場合に授業料減免申請をすることができます。審査がありますので、事務室へご相談ください。

就学支援金7月申請（令和2年7月～令和3年6月の授業料分）については、4月申請の審査結果通知を配布した時にお知らせいたします（7月中旬を予定）。

2. 入学料並びにPTA会費・後援会費・冷房設備費の減免制度について

標記の件につきまして、減免対象者の方が経済的理由により教育の機会が失われないように、入学料ならびにPTA会費・後援会費・冷房設備費の免除を許可しております。

減免対象者に該当するかを御確認ください。

【減免対象者】

- (1) 保護者（両方いる場合は両方）の当該年度の市町村民税所得割が非課税の場合
- (2) その他入学料の納入が困難な者で別に定める場合
 - ア) 児童扶養手当を一定額以上受給している場合
 - イ) 生徒が児童養護施設に入所している場合
- (3) 生活保護法の規定による生活扶助を受けている世帯に属する者（高等学校等就学費の給付を受けた方は入学料を除く）
- (4) 保護者の失職・転職・離別等の事由により家計が急変した場合

減免対象者の方は、続きを御確認ください。今まで読んでいただきありがとうございました。

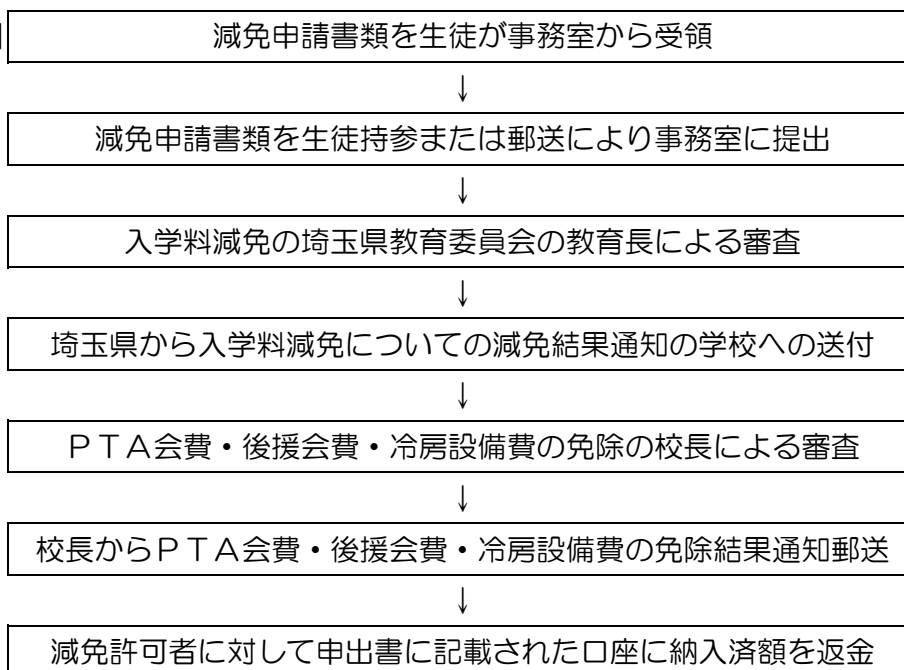
減免対象者の方で、入学料ならびにP T A会費・後援会費・冷房設備費の免除を御希望の方は、本校事務室にて受付を行いますので、6月23日までに事務室に来てください。

1週間以内に申請書類の配布・提出期限の連絡をさせていただきます。

【免除となるもの】

| | | |
|--------------|---------|--|
| 《入学料》 | 5,650円 | ※学年費と生徒会費は 免除になりません。 納入額が0円になるわけでは ありません。 |
| 《年額》 P T A会費 | 3,000円 | |
| 後援会費 | 27,600円 | |
| 冷房設備費 | 8,400円 | |

【認定までの手順】



※減免の決定は減免審査会を経て教育長が行います。申請された方が必ず減免を受けられるということではありません。また保護者両方の当該年度の市町村民税所得割が非課税かについて就学支援金7月申請の照会結果を利用するため、決定・通知には数ヶ月かかることもあります。御了承ください。

※減免対象者の方は、奨学のための給付金の対象にもなっていることが多いことから、奨学のための給付金についても連絡させていただく予定です。

ご不明な点がありましたら下記までお問い合わせください。

埼玉県立和光国際高等学校 事務室 授業料担当 西川

TEL 048-467-1311